

先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する 国会報告について

1. 国会への報告

「先端研究助成業務」及び「研究者海外派遣業務」については、独立行政法人日本学術振興会法（以下「振興会法」という。）附則第2条の7第2項の規定により、文部科学大臣の意見を付して、毎年、国会に報告しなければならないこととされている。

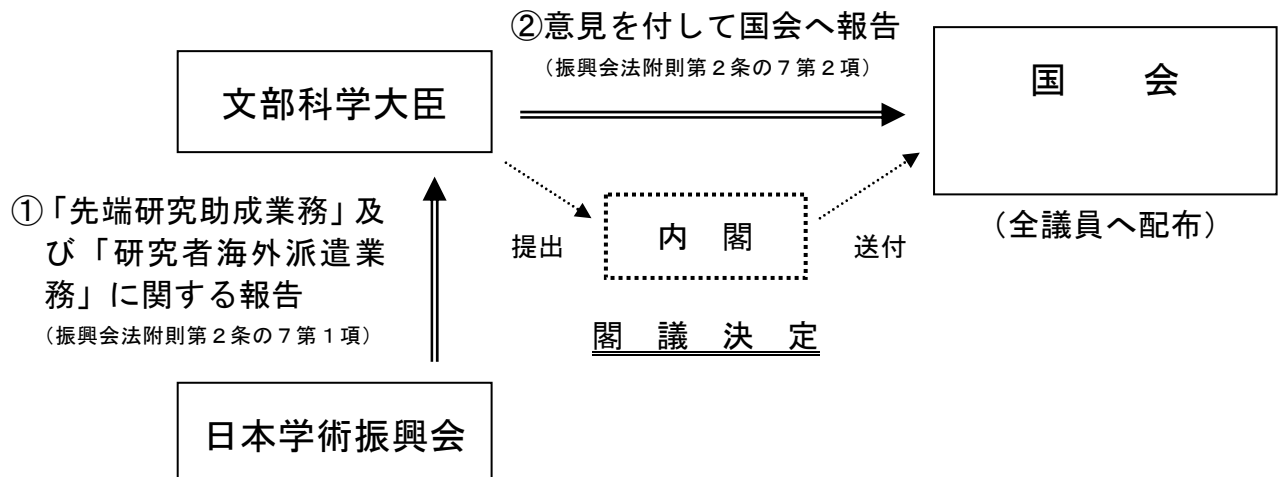
独立行政法人日本学術振興会法 附則（抄）

（国会への報告等）

第二条の七 振興会は、毎事業年度、先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

2 文部科学大臣は、前項の報告書の提出を受けたときは、これに意見を付けて、国会に報告しなければならない。

2. 国会報告のプロセス



3. 国会報告の内容（別紙）

4. 日 程

11月30日（金） 閣 議

先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する国会報告の内容

I 平成23年度先端研究助成業務

日本学術振興会からの報告内容

1. 先端研究助成業務について

- 平成21年度に、独立行政法人日本学術振興会（以下、「振興会」という。）に「先端研究助成基金」を造成（1,500億円）
- 研究課題等の決定は総合科学技術会議が実施、振興会は文部科学大臣の指示に基づき助成金を交付、出納管理

2. 先端研究助成基金の執行状況等について

1) 最先端研究開発支援プログラム（事業期間 平成22年3月～平成26年3月）

- 平成21年度に総合科学技術会議が採択した30研究課題に助成金を交付

交付決定額	平成23年度助成金交付額
30課題（16機関） 998億7,500万円	30課題（16機関） 258億4,904万円

※：年度途中の前倒し請求（柔軟な執行）による交付は、3課題 1.6億円。

※：この他、平成22年度までに323.7億円が交付されており、このうち平成23年度への繰越し額は、91.1億円。

- 平成22年度の執行状況について、実施状況報告書の確認及び現地調査を実施

2) 最先端・次世代研究開発支援プログラム（事業期間 平成23年2月～平成26年3月）

- 平成22年度に総合科学技術会議が採択した329研究者・研究課題のうち、交付請求のあった31研究者・研究課題に助成金を交付

交付決定額	平成23年度助成金交付額
329課題 483億4,715万円	31課題 5億9,163万円

※：この他、平成22年度に227.2億円が交付されており、このうち平成23年度への繰越し額は、220.1億円。これは、平成22年度及び平成23年度に必要なとする研究費等は、合わせて平成22年度に交付請求することを可能としたことによるものである。

- 平成22年度の執行状況について、実施状況報告書の確認及び現地調査を実施

3. 先端研究助成基金の管理状況について

- 平成23年度より、業務に必要な体制を整備するため、これまでの基金第一課及び基金第二課を廃止し、基金の管理・運用を行う「基金管理課」及び、助成金の交付や執行管理を実施する「最先端研究助成課」に再編

- ・ 安全性の確保を最優先にしつつ、収益性の向上にも留意した基金運用
(平成23年度運用利益 2.4億円は全額基金に繰入れ)
- ・ 先端研究助成基金の残額 平成23年度末現在 686.6億円
(平成24年4月以降の研究費等に充当)

(単位:万円)

年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計※1
支 出	助成総額(a)	1,578,474	3,930,085	2,644,067	8,152,626
	最先端研究開発支援プログラム	1,578,474	1,658,581	2,584,904	5,821,959
	最先端・次世代研究開発支援プログラム	—	2,271,504	59,163	2,330,667
	管理費(b)	5,332	37,043	15,464	57,839
収 入	利 息(c)	2,267	45,015	23,640	70,922
	雑収入(d)※2	—	108	5,416	5,524
支出総額(a+b-c-d)		1,581,539	3,922,005	2,630,477	8,134,021
基金の残額		13,418,461	9,496,456	6,865,979	—

※1 : 「合計」は、過年度分と当該年度の合計金額である。

※2 : 「雑収入」の内容は、以下のとおりである。

- ①前年度の執行状況調査において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合する額を超えた支出を確認したことにより、振興会に返納された助成金。
- ②補助事業の廃止に伴い、交付すべき助成金の額の確定を行った結果、振興会に返納された助成金。

注 : 単位未満四捨五入のため、総額と内訳が一致しない場合がある。

II 平成23年度研究者海外派遣業務

日本学術振興会からの報告内容

1. 研究者海外派遣基金について

- ・ 平成21年度に、振興会に「研究者海外派遣基金」を造成(75.6億円)

2. 研究者海外派遣基金の執行状況等について

- ・ 平成21年度に振興会が採択した「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」及び「優秀若手研究者海外派遣事業」に対して、平成23年度は21億円の助成金を交付し、95カ国・地域に新たに3,322人を派遣

1) 組織的な若手研究者等海外派遣プログラム

- ・ 平成21年度に振興会が採択した96助成事業に対しての助成金を交付

交付決定額	平成23年度助成金交付額
96助成事業(39機関) 5億9,100万円	96助成事業(39機関) 20億4,298万円

- ・ 95カ国・地域に新たに3,322人を派遣

2) 優秀若手研究者海外派遣事業

- 平成23年度に追加交付決定を行った31人も含めて、平成22年度までに交付決定を受けた者の合計は639人
- 639人のうち、45人に対し助成金を交付

交付決定額	平成23年度助成金交付額
639人 14億2,232万円 〔常勤研究者187人 8億1,666万円〕 〔特別研究員452人 6億0,565万円〕	45人 1,862万円 〔常勤研究者15人 1,039万円〕 〔特別研究員30人 823万円〕

- 派遣を終了した636人のうち、194人について助成金の額の確定を終了

交付決定額	平成23年度助成金確定額
639人 14億2,232万円 〔常勤研究者187人 8億1,666万円〕 〔特別研究員452人 6億0,565万円〕	194人 7億7,850万円 〔常勤研究者118人 5億9,819万円〕 〔特別研究員76人 1億8,030万円〕

注：単位未満四捨五入のため、総額と内訳は一致しない場合がある。

3. 研究者海外派遣基金の管理状況について

- 海外派遣事業課において適切に執行管理
- 安全性の確保を最優先にしつつ、収益性の向上にも配慮した基金運用
(平成23年度運用利益 5百万円は全額基金に繰入れ)
- 研究者海外派遣基金の残額 平成23年度末現在 19.4億円
(平成24年4月以降の事業費に充当)

(単位:万円)

年 度		平成21年度	平成22年度	平成23年度	合 計※
支 出	助成総額(a)	276,478	70,383	206,160	553,021
	組織的な若手研究者等海外派遣プログラム	208,414	1,180	204,298	413,893
	優秀若手研究者海外派遣事業	68,063	69,203	1,862	139,128
	管理費(b)	7,187	3,251	2,369	12,807
収 入	利 息(c)	123	1,313	472	1,908
	雑収入(d)	—	792	570	1,362
支出総額(a+b-c-d)		283,542	71,530	207,486	562,558
基金の残額		472,861	401,332	193,845	—

※：「合計」は、過年度分と当該年度の合計金額である。

注：単位未満四捨五入のため、総額と内訳は一致しない場合がある。

Ⅲ 文部科学大臣の意見の概要

平成23年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務については、透明性・公正性に十分留意して実施されたと認められる。

なお、一部の研究課題に経費執行や研究活動に疑義を生じる事案が発生していることに関し、速やかな対応を行うこととする。

平成23年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務に関する報告書に付する文部科学大臣の意見

平成23年度先端研究助成業務及び研究者海外派遣業務については、以下の点から、透明性・公正性に十分留意して実施されたものであると認められる。

I 先端研究助成業務

- ① 独立行政法人日本学術振興会（以下「振興会」という。）においては、総合科学技術会議が決定した運用方針に沿って文部科学省が策定した「最先端研究開発支援プログラム」及び「最先端・次世代研究開発支援プログラム」に係る運用基本方針に則った取扱要領等関係規程に基づき、助成事業を実施した。
- ② 平成22年度の執行状況については、振興会に提出された実施状況報告書の確認とともに、執行状況に応じて現地調査が行われた。
- ③ 先端研究助成基金の管理については、基金管理委員会等で定めた関係規程に則り、安全性と収益性に配慮した適切な運用が図られた。
なお、総合科学技術会議最先端研究開発支援推進会議において、「平成23年度に係る先端研究助成基金の管理・運用状況のフォローアップ」が実施され、振興会による先端研究助成基金の管理・運用状況について確認いただいている。

II 研究者海外派遣業務

- ① 振興会においては、研究者海外派遣基金助成金の「組織的な若手研究者等海外派遣プログラム」及び「優秀若手研究者海外派遣事業」に係る取扱要領等関係規程に基づき、派遣業務を実施した。
- ② 「優秀若手研究者海外派遣事業」においては、派遣を終了した常勤研究者等について、順次、助成金の額の確定が行われた。
- ③ 研究者海外派遣基金の管理については、基金管理委員会等で定めた関係規程に則り、安全性と収益性に配慮した適切な運用が図られた。

なお、昨今、「最先端研究開発支援プログラム」及び「最先端・次世代研究開発支援プログラム」の一部の研究課題に係る研究者による経費執行及び研究活動に疑義を生じさせる事案が発生していることに関し、振興会は研究支援担当機関あるいは当該研究者の所属している研究機関に対し報告を求めるなど、調査を行っているところである。振興会においては、総合科学技術会議における方針も踏まえ、当該調査結果に基づき速やかな対応を行うこととする。